

**社会保険庁職員の服務違反に関する調査報告書（概要）**平成20年4月30日  
社 会 保 険 庁**はじめに**

多くの職員が長期間にわたり、無許可専従を行うなどの服務違反を行っていたことは、極めて遺憾なこととして深く反省するとともに、あらためて国民の皆様から心からお詫び申し上げます。

なお、本調査報告書は、昨年12月以来行ってきた一連の調査の結果をとりまとめたものであるが、今後、社会保険庁として引き続き情報の収集を行い、新たな情報が得られた場合には、必要な調査を行ってまいります。

**調査結果（別添「服務違反調査の結果」参照）****1. 無許可専従**

- ① 東京社会保険事務局に係る調査において、17人（現職者16人、退職者1人）の職員について、無許可専従を行っていたことが判明した。
- ② 大阪社会保険事務局に係る調査において、12人（現職者11人、退職者1人）の職員について、無許可専従を行っていたことが判明した。
- ③ 京都社会保険事務局に係る調査において、1人の職員について無許可専従を行っていたものと認めることが適当であることが判明した。（当該者は否定しているが、管理者及び同僚等の証言、当該者の事務分掌、決裁書類の状況等の傍証がある。）

（無許可専従中の活動内容）

新規業務の導入や事務処理方法の変更の際、管理者側に対して、実施のための体制整備の要求等を行い、職員の勤務条件の維持・改善を図ることであったとしている。

**2. 兼業**

滋賀社会保険事務局の管理者調査において、1名の職員について許可を受けずに兼業をしている「事実がある」と回答があった。行為者も事実を認めただが、兼業内容の不動産の経営については、管理会社と契約しており職務の遂行に支障はないことを確認した。

**3. その他の服務違反**

- ・ 調査項目  
勤務時間内組合活動、争議行為、リボン・プレート着用行動、度重なる遅刻・欠勤、勤務時間内における政治的行為
- ・ 調査結果  
度重なる遅刻・欠勤については、欠勤の取り扱いが適正にされてお

り、それ以外については、行為が行われた時期、勤務時間の内外が不明であり、企画・指導した者も特定できず、処分に該当する事実は確認できなかった。

なお、政治的行為については、報告がなかった。

#### 4. 週刊誌等で指摘のあった事項

##### ① 北海道ブロック監察官調査

- 一部週刊誌に、社会保険事務所で働いていたとする者の証言として、「職場にほとんど出勤せず、組合活動ばかりやっていました」「選挙応援活動に組合員が公然とかり出されていた」と指摘された職員、及び当該者の管理者、同僚等に対し、聞き取り調査を行った結果、「事実はなかった」等の回答があった。

このため、法令違反行為の事実は確認できなかった。

##### ② 国費評九州地連関係調査

- 一部週刊誌に「国費評議会九州地区連絡評議会三役会議」の場で、「時間内組合活動、職場集会をやったり」等の議論がされたとする文書に係る記事があり、九州地方で時間内組合活動や職場集会等が行われていたのではないかとの指摘があった。
- 当時の地連役員であって同会議に出席した者、及びその当時の上司、同僚等に対し調査を行った結果、当該文書は会議出席者1人が作成したものであり、出席者からは会議の場での「時間内組合活動」「職場集会をやったり」という発言はなかったと回答があった。
- このようなメモを作成した理由は、オルグで問題提起し、組合の取り組みの弱さを指摘するとともに、他の役員を鼓舞するため誇張して作成した文書であり、勤務時間内組合活動等の事実は無いとの証言があった。

### **社会保険庁における無許可専従発生の背景及び今後の取り組み**

#### 1 地方事務官制度下での職員管理

地方事務官（国家公務員）は、その人事権及び予算は国、業務の指揮命令は都道府県知事によるという変則的な存在となり、結果的に両者の管理が行き届かなかった。

平成12年に地方事務官制度が廃止され、職員は全て社会保険庁の職員とされたが、その後においても不十分な管理状況が惰性的に継続して生じていた。

#### 2 職員団体の活動

自治労国費協議会は、「地方公務員」への身分移管闘争の一環として、賃金格差を改善する県費差獲得運動を行う中、活動が活発化していった。

また、社会保険庁出身の保険課長、国民年金課長等が赴任する際は、天降り人事として反対し、着任交渉の強化などの闘争を実施した。

このように、自分達の待遇改善を目指すことのみにより偏り過ぎたため、職

員の間国民・利用者の立場に立った業務運営という使命感や視点が希薄になっていった。

### 3 管理者側の対応

社会保険の業務量は、増加の一途を辿っており「社会保険業務の全国オンライン化計画」を策定し実施することとした。自治労国費評議会は反対運動を行ったが、オンライン化をスタートさせるため、職員団体との間で「オンライン化に伴い地方の権限と機構の縮小は行わない」等を内容とする覚書を締結した。

また、天下り人事反対闘争等に対して本庁として職員団体に対し、きちんと対峙させるような対策が不十分あり、その結果、不適切な労働慣行について確認書が交わされるなど、職員規律の確立に十分な取り組みが行われなかった。

このような状況を受けて地方組織(社会保険事務局及び社会保険事務所)における職員団体への対応については、本庁出身の地方組織幹部に委ねられるところとなっており、更に地元出身の幹部に職員団体の対応を任せる傾向が強く、緊張感のないなれ合い的な関係が形成され、そのことが「無許可専従者」の存在を容認する要因となったと考えられる。

また、一般職員の認識としても、無許可専従者の存在を容認する傾向が存在していたと見られる。

### 4 職員団体との関係の適正化と今後の取り組み

#### (1) 現在までの取り組み

- ① 自治労国費評議会との覚書、確認事項等について、平成17年1月27日までにすべて破棄した。
- ② 業務上の通達をする際、事前協議を行う慣行が存在したが、平成16年3月に廃止した。
- ③ 本庁段階での労使交渉の議事概要をホームページに掲載する。
- ④ 平成16年11月策定の「緊急対応プログラム」、平成17年9月策定の「業務改革プログラム」に基づく193項目に渡る取り組みを進め、平成16年11月以降3次に渡る「社会保険庁は変わります」宣言や平成16年12月策定の「社会保険庁職員行動規範」により、徹底した業務改革と職員の意識改革に取り組んでいる。
- ⑤ 自治労国費評議会は、社会保険庁改革について「最大限の努力」を行う旨の活動方針を採択した。
- ⑥ 全国社会保険職員労働組合は「年金記録問題にかかる取り組みを精一杯取り組むこと」を表明した。
- ⑦ 全厚生労働組合は「年金記録の適正化に全力を傾注することが重要」との姿勢を表明した。

#### (2) 今後の取り組み

国民本位のサービスの提供するという基本認識を共有し、適切な労使

関係の形成に努める。

このため、これまで進めてきた業務改革の推進の充実を図り、勤務管理について以下の対応を図る。

- ① 現行の業務監察に加え、サービス監察を実施するとともに、社会保険庁本庁におかれている法令遵守委員会に外部委員（弁護士）を設置し、長官に直接助言する体制を整備、内部通報制度を拡充し外部窓口（弁護士）の設置、eラーニングの仕組みを活用したコンプライアンス研修の充実など、コンプライアンス体制の強化を図る。  
さらに、管理職の人事異動の際、新任管理職員が前任者のサービス規律管理の状況の点検を行い、本庁に報告する制度の導入について検討する。
- ② 従来の通報窓口に加え、外部の弁護士を活用した通報窓口も設置したことから、今回の調査結果を社会保険庁LAN等で職員に周知し、広く情報を求め、すでに判明している者以外の無許可専従が明らかになった場合は、個別に調査を実施する。
- ③ 日本年金機構においては、民間法人として新たに労働基準法等に則った適切な労使関係を形成する。

## 処分等

### 1. 国家公務員法に基づく懲戒処分等

無許可専従に係る行為者及び管理者等、サービス違反に関与した者については、速やかに懲戒処分等を行う。

なお、処分を受けた者が全国健康保険協会の採用候補者となっている場合には、その行為の内容、勤務成績等を含め設立委員会へ報告する。

### 2. 給与の返還

無許可専従に関し、会計法に基づき給与の返還請求を行うとともに、時効消滅分は自主返納を求める。（職員としての本来業務を行っていたことが確認された職員には、その部分を除いて算定する。）

## サービス違反調査の結果

### 1. 無許可専従

	<b>管理者調査</b> (全調査対象者数) 6,722人 (全回答者数) 6,462人	<b>行為者調査</b>	調査結果		
			行為者	管理者等	無許可専従期間中の 給与等の支給総額 (注1) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">金額について 精査中</div>
	サービス違反の疑いがあると報告した管理者の人数 ※ ( ) 書きの上段は調査対象者数 下段は回答者数	サービス違反の疑いがあると報告された者の人数	無許可専従を行っていた者の人数	行為者の管理者として調査を行った者の人数	
東京	43人 (481人 442人)	17人	17人 (うち退職者 1人)	98人	約5.6億円
京都	9人 (135人 132人)	1人	1人	16人	約0.3億円 (注2)
大阪	40人 (479人 479人)	12人	12人 (うち退職者 1人)	66人	約3.2億円 (注2)
計	92人 (1,095人 1,053人)	30人	30人 (うち退職者 2人)	180人	約9.0億円

(注1) 給与等の支給総額には、消滅時効以前の支給額も含む。

(注2) 職員としての本来業務を行っていた部分を除いて返還金額を算定することとしている。

## 2. 兼業

項目	管理者調査	行為者調査	行為者	調査結果
	サービス違反の疑いがあると報告した管理者の人数	サービス違反の疑いがあると報告された者の人数	兼業を行っていた者の人数	
滋賀社会保険事務局	2人	1人	1人	<p>管理者（本人からの申し出を含む）から、兼業を行った者がいるとの報告があり、調査の結果、行為者は昭和55年に父親から自宅、アパート及び土地を相続し、その後、マンションを建設し、経営していたことが明らかになった。</p> <p>不動産の経営については、管理会社と契約しており職務の遂行に支障はないことを確認した。</p> <p>以上から、兼業の事実を確認し、処分に向けた手続きを開始する。</p> <p>なお、兼業承認については、行為者から申請書を提出させ、平成20年3月31日、承認済である。</p>

## 3. その他のサービス違反調査の結果

(1) 管理者調査で報告のあった次の調査項目について調査したところ、処分に該当する事実は確認できなかった。

項目	管理者調査	行為者調査	調査結果
	サービス違反の疑いがあると報告した管理者の人数	サービス違反の疑いがあると報告された者の人数	
勤務時間内組合活動 事案1	5人	5人	<p>昭和40～50年代に、職員団体の定期大会に参加したという管理者本人からの申し出があり、休暇届の提出の有無、実施年月日、時間、内容、参加回数、組合での役職及び勤務時間内外について聴き取りをしたが、記憶が曖昧で、事実関係を確認できるような証言は得られなかった。なお、休暇簿等の書類については文書保存期限（休暇簿3年、出勤簿5年）を過ぎており、確認することができなかった。</p> <p>また、当時の上司に対する調査を行ったが、記憶が曖昧で事実関係を確認できるような証言は得られなかった。</p> <p>以上から、<u>処分に該当する事実は確認できなかった。</u></p>

項目	管理者 調査	行為者 調査	調査結果	
	サービス違反の 疑いがあると報告した 管理者の人数	サービス違反の 疑いがあると報告され た者の人数		
勤務時間内組合活動 事案 2	1 人	1 人	<p>管理者から、平成 14 年頃に休暇を出さずに早退し（1 回）、組合役員の送別会に参加した者がいたとの報告があった。</p> <p>調査の結果、行為者は早退を否定し、また、第三者からも行為を確認する証言は得られず、証拠も存在しなかった。なお、送別会は勤務時間外に行われていた。</p> <p>以上から、<u>処分に該当する事実は確認できなかった。</u></p>	
争議行為	25 人	—	<p>管理者から、争議行為はあったが、勤務時間内外、実施年月日、時間及び企画等を行った者などは不明との報告があった。また、当時の労務担当に対する調査を行ったが、記憶が曖昧で事実関係を確認できるような証言は得られなかった。</p> <p>以上から、<u>処分に該当する事実は確認できなかった。</u></p>	
リボン・プレート 着用行動	34 人	—	<p>管理者から、リボン・プレート着用行動はあったが、勤務時間内外、実施年月日及び企画等を行った者などは不明の報告があった。また、当時の労務担当に対する調査を行ったが、記憶が曖昧で事実関係を確認できるような証言は得られなかった。</p> <p>以上から、<u>処分に該当する事実は確認できなかった。</u></p>	
遅刻・欠勤	事案 1	2 人	1 人	<p>管理者から、欠勤した者がいた（平成 15 年頃）との報告があったが、調査の結果、病気による欠勤で、その後病気休暇を取得しており、給与減額等の欠勤処理は適切に行われていた。</p> <p>以上のように、<u>当該事案は処分に該当する事案ではなかった。</u></p>
	事案 2	3 人	1 人	<p>管理者から、欠勤した者がいた（平成 9 ～ 11 年頃）との報告があったが、調査の結果、病気による欠勤で、その後病気休暇、休職を取得しており、給与減額等の欠勤処理は適切に行われていた。</p> <p>以上のように、<u>当該事案は処分に該当する事案ではなかった。</u></p>
	事案 3	1 人	1 人	<p>管理者から度重なる遅刻をした者がいた（平成 13 ～ 15 年頃）との報告があり、行為者及び第三者への確認をしたが、管理者が遅刻の時期を明確に記憶しておらず、また、明確な証言及び証拠も得られなかった。</p> <p>以上から、<u>処分に該当する事実は確認できなかった。</u></p>
	事案 4	1 人	1 人	<p>管理者から遅刻をした者がいた（平成 19 年）との報告があったが、調査の結果、報告された 2 回の遅刻のうち、1 回（30 分）は連絡済であり、1 回（10 分）の遅刻のみであることから、<u>調査対象とした「再三の注意にもかかわらず遅刻を繰り返した」には該当しない。</u></p>
政治的 行為	報告なし	—	—	